

鳥取地方裁判所及び管内の支部

●申立書提出先一覧

住所等	申立先	所在地	備考
鳥取市、岩美郡岩美町、八頭郡若桜町、八頭郡智頭町、八頭郡八頭町	鳥取地方裁判所（本庁）	〒680-0011 鳥取県鳥取市東町2-223	
倉吉市、東伯郡三朝町、東伯郡琴浦町、東伯郡湯梨浜町、東伯郡北栄町	鳥取地方裁判所倉吉支部	〒682-0824 鳥取県倉吉市仲ノ町734	執行事件は次のとおり 不動産競売、債権、財産開示、第三者からの情報取得：鳥取地裁本庁 その他：倉吉支部
米子市、境港市、西伯郡日吉津村、西伯郡大山町、西伯郡南部町、西伯郡伯耆町、日野郡日南町、日野郡日野町、日野郡江府町	鳥取地方裁判所米子支部	〒683-0826 鳥取県米子市西町62	

※行政事件は、本庁のみで取り扱っており、支部では取り扱っていません。
※労働審判については、本庁に申立書を提出する必要があります。
※執行事件の申立書提出先は備考欄も確認ください。